

## ウェブによる契約締結前交付書面等の情報提供について

### リスク・手数料等のご説明について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

弊社では、「金融商品取引法」に基づき、口座をご開設いただいているお客様に対し、上場株式等や債券等のリスクや手数料をお伝えすることを目的として、契約締結前交付書面を送付させていただきました。



このたび、お客様にご負担いただく手数料やその他費用の詳細、取引に内在するリスクといった情報をより分かりやすく提供し、お客様が必要な時に容易にご確認いただけることを目的として、「**リスク・手数料等**」を当社ホームページに新たに開設いたしました。

**「リスク・手数料等」では、上場株式や債券等のリスクや手数料等の情報、契約締結前交付書面、無登録格付及び英文開示銘柄についていつでもご覧いただけます。**

なお、上記ページの新設に伴い、今後はこれまでの書面の交付に代えて次回の取引残高報告書に、「リスク・手数料等」の URL を記載させていただく予定ですので、ご確認ください。

※このたびの制度改正は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 80 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 117 条等の改正によるものです。

### リスク・手数料等のご案内について

◆リスク・手数料等説明ページは、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券、個人向け国債、円貨建て債券に関する投資リスクや手数料等の費用、契約締結前交付書面、無登録格付及び英文開示銘柄の確認方法などの**重要な情報**を掲載しています。

**必ずご確認ください。**

岡安証券トップから画面から右記のマークをクリックしてください。



「リスク・手数料等」

●URL : <https://www.okayasu-sec.co.jp/risk/>

●スマートフォンからは右記の QR コードよりご確認ください。

(岡安証券／リスク・手数料等)

リスク・手数料等説明、契約締結前交付書面について、書面での交付をご希望のお客様は、必要の都度、お取引の営業店又は弊社管理部までご遠慮なくお申し付けください。

なお、書面での交付を希望される場合、書面がお手元に届くまでの間、お取引ができないことがありますので、予めご了承ください。

<連絡先> 岡安証券 管理部 06-7637-0020 (平日 8:30~17:15)

## 「リスク・手数料等」のご確認方法について

◆「リスク・手数料等」は下記の手順でご確認いただけます。

岡安証券ホームページ <https://okayasu-sec.co.jp> のトップ画面から  
右記のマークをクリックしてください。

このマークが目印です



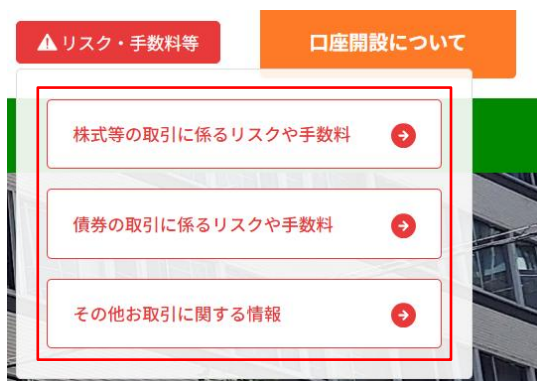
パソコンよりご確認いただく場合

スマートフォンよりご確認いただく場合



ホームページ画面はイメージです。  
今後変更される場合があります。

上記のマークをクリックしていただくと、  
下記の画面が表示されます。



スマートフォン等の場合は  
こちらから

こちらをクリックして  
いただくことにより、  
その他のページへ移動  
することができます。

## 「リスク・手数料等」の掲載情報について

リスク・手数料等は、「株式等の取引に係るリスクや手数料」、「債券の取引に係るリスクや手数料」及び「その他お取引に関する情報」等のそれぞれのページでリスクや手数料をご確認いただけます。

# 1 「株式等の取引に係るリスクや手数料」の記載情報

## 株式等の取引に係るリスクや手数料

TOP / 株式等の取引に係るリスクや手数料

1

### 価格変動リスクとは

株式等の売買にあたって、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場等の変動により価格が変動するため、この価格の変動によって、損をすることがあります。株式は価格が変動する代表的な金融商品です。上場商品には上場投資信託(ETF)・指標連動証券(ETN)、不動産投資信託(REIT)など様々な商品があり、それぞれに価格変動要因が多様なため、詳細は上記の「商品ごとのリスク」をご確認ください。

### 信用リスクとは

株式等は、発行会社(企業等)の破たん時に、価値がゼロとなる可能性があります。そのため、発行会社(企業等)の業績悪化等の結果、財務状況が悪化し、債務不履行や破たんの可能性が取りざたされる状況となった場合(いわゆる「信用不安の高まった状況」となった場合)、株価の大幅な下落により損失が拡大する可能性があります。

### 為替変動リスクとは

外貨建て株式を売却し、円で受け取ると仮定した場合、円での受取額は外国為替相場の変動の影響を受けます。外貨での元本が増加していても、その時の外国為替相場が購入時よりも円高となっていた場合は円での受取額は減少しており、損をする場合があります。

為替変動リスクの例

## 2 レバレッジ型・インバース型ETF等の投資リスクについて

上場有価証券のうち、レバレッジ型、インバース型のETFおよびETNのお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

・レバレッジ型、インバース型のETFおよびETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。

## 3 レバレッジ型、インバース型のETFおよびETN

ETF・ETNとは

ETF(Exchange Traded Fund、上場投資信託)・ETN(Exchange Traded Fund、指標連動証券)以下、ETF等といえます)は、上場有価証券等の一種で、1日に一度算出される基準価額等が、特定の指数(以下、「対象指数」といいます)に連動することを旨とした金融商品です。対象指数には、株価指数、債券指数、REIT指数等があります。

## 4 上場株式に関する租税の概要

新規公開株式の募集または売却に際して課税はされません。なお、上場後の株式にかかる課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

5

契約締結前交付書面

1

「価格変動リスク」  
「信用リスク」  
「為替変動リスク」  
についてのご説明を記載  
しております。

2

上場有価証券のうち、  
レバレッジ型、インバース型  
のETF および ETN のお取引に  
ついてご留意いただきたい  
事項を記載しております。

3

上場有価証券のうち、  
レバレッジ型、インバース型  
のETF および ETN について  
のご説明と主な投資リスクに  
ついて記載しております。

4

上場株式に関する租税に  
ついて説明しております。

5

過去5年分の契約締結前交付  
書面をご確認いただけます。

## 2 「債券の取引に係るリスクや手数料」の記載情報

### 債券の取引に係るリスクや手数料

TOP / 債券の取引に係るリスクや手数料

#### 1 価格変動リスクとは

債券は基本的には発行会社等(企業や国等)の財務状況が大きく揺るがない限り、発行時に定められた金額で償還される金融商品で、満期まで持ち続けることが基本的な考え方です。しかし、満期前に途中売却(換金)する場合は、市場価格(時価)での売却になるため、売却価格が購入価格を下回り、損をすることがあります(売却価格が購入価格を上回ることもあります)。

#### 1 信用リスクとは

購入した債券の発行会社等(企業や国等)やその債券を保証する機関(保証する機関がある債券の場合)が破たんしたり、財務状況が悪化したりすることにより、発行会社等の元本の払い戻しや利子の支払いが遅ったり、支払いが行われなくなることにより、損をすることがあります。このこと

#### 1 為替変動リスクとは

外貨建て債券の場合、外国為替相場の変動により円での利子や元本の受取額が減少し損をすることがあります。外貨(米ドル等)での利払い等の受取額が変化していても、円高時は円での受取額は減少することがあります。

#### 2 無登録格付について

無登録格付業者が付与した格付に関する留意事項

金融商品取引業者等は、金融商品取引法により、信用格付業者以外の信用格付業者を行う者の付与した信用格付を利用して勧誘を行う場合には、当該信用格付業者が、当該信用格付業者から当該信用格付業者の付与した信用格付に関する情報に格付付与者が提供している情報

#### 3 債券に関する租税の概要

円貨建て債券

個人のお客様に対する円貨建て債券(一部を除く)の課税は、原則として以下によります。

・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

・円貨建て債券の償還金については、元本割増し部分に限り雑所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

1 「価格変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」についてのご説明を記載しております。

2 こちらから無登録格付業者が付与した格付に関する留意事項について記載しております。

3 債券の租税について記載しております。

## 3 「その他お取引に関する情報」の記載情報

### その他お取引に関する情報

TOP / その他お取引に関する情報

有価証券のお取引<sup>®</sup>やお預かりに関する契約は、クーリングオフの対象にはなりませんのでご注意ください。

※株式投資型クラウドファンディングを除きます。

1 当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒541-0046 大阪市中央区平野町2丁目1番2号 管理部  
電話番号：06-7637-0020  
受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

2 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品おっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

1 当社に対するご意見・苦情に関するご連絡についてはこちらをご確認ください。

2 金融ADR制度のご案内を記載しております。